

# MY企業年金通信

No. 2016-07

明治安田生命保険相互会社  
 総 合 法 人 業 務 部  
 団体年金コンサルティング室  
 TEL : 03 - 3283 - 9094

## 【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】運用の基本方針を作成・変更する場合の加入者からの意見聴取等について（平成29年1月施行）	厚年基金	DB	D-C	その他

## ポイント

平成28年12月14日付で公布されました確定給付企業年金制度に関する政省令改正により、平成29年4月1日以降（※1）に運用の基本方針を作成・変更する場合、事業主および基金（以下、「事業主等」といいます）は、加入者からの意見聴取および加入者への周知が必要となりましたので、内容について解説いたします。

※1：当該政省令改正の施行日は平成29年1月1日ですが、既にDB制度を実施している事業主等については経過措置により同年4月1日以降の適用となります。

平成28年12月14日付で公布されました「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（政令第375号）にて確定給付企業年金法施行令（以下、「令」といいます）の一部が改正されたことにより、運用の基本方針を作成・変更する場合には、以下の①および②について対応が必要となりました。

＜運用の基本方針を作成・変更する場合に事業主等が実施しなければならない事項＞（令第45条）

- ①運用の基本方針を作成・変更するときは、加入者の意見を聴かなければならない。
- ②運用の基本方針を作成・変更したときは、当該基本方針について、加入者に周知させなければならない。

なお、「加入者数300名未満」かつ「年金資産額3億円未満」の規約型企業年金（ただし、運用実績連動型のキャッシュバランスプランおよびリスク分担型企業年金は除きます）は、「運用の基本方針」を作成する必要はありません（確定給付企業年金法施行規則（以下、「規則」といいます）第82条）。

## 1. 運用の基本方針の作成・変更の際に必要な対応

### (1) 適用時期

- 既に DB 制度を実施している事業主等（※1）については、平成 29 年 4 月 1 日以降の運用の基本方針の作成・変更から適用されます。

※1：平成 29 年 1 月 1 日以降に承認（認可）申請をし、実施（成立）する事業主等については、平成 29 年 1 月 1 日以降適用されます。

### (2) 加入者からの意見聴取

- 加入者からの意見聴取については、以下のいずれかの方法により行なうこととされています。

	方法	内容	備考
①	規則第 84 条の 2 第 1 項第 1 号に定める方法	<p>規約で定めるところにより加入者の代表者を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置し、以下に掲げる措置を講じる方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用の基本方針を作成・変更する際に、当該代表者に意見を述べる機会を与えること</li> <li>年 1 回以上、運用の基本方針に関して、当該代表者に意見を述べる機会を与えること</li> <li>当該代表者から求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代表者に開示すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約変更が必要となります</li> </ul>
②	規則第 84 条の 2 第 1 項第 2 号に定める方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の基本方針を作成・変更する際に、規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えること</li> <li>運用の基本方針を作成・変更する際に、代議員会の議決を経ること</li> <li>代議員からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代議員に開示すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約変更が必要となります</li> <li>基金型企業年金向けの方法です</li> </ul>
③	規則第 84 条の 2 第 1 項第 3 号に定める方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第 87 条（業務概況の周知）の規定に基づき周知される運用の基本方針に関して意見を聴く方法（※2）</li> </ul> <p>※2：運用の基本方針の周知は、その時点で有効な運用の基本方針を周知するものですので、周知とあわせて行なう意見の受付は事後となります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用実績連動型のキャッシュバランスプラン（※3）およびリスク分担型企業年金は選択できません</li> </ul>

※3：当社幹事のご契約について、対象はありません

- 運用成果が給付額に反映される運用実績連動型のキャッシュバランスプランやリスク分担型企業年金では、③の方法ではなく①または②の方法を選択しなければなりません。逆にいえば、運用成果が給付額に直接反映されない DB 制度については、③の方法を選択することで十分と考えられます。

### (3) 加入者への周知

- 今般の運用の基本方針の周知では、確定給付企業年金法第 73 条の業務概況の周知により行なうことができるものとされています。
- これまでの業務概況の周知でも、運用の基本方針の概要は周知事項に含まれています。今般の政省令改正を受け、業務概況の周知資料に運用の基本方針を添付することをもって周知と

する対応が考えられます。

#### (4) 実務上の取扱い

- ・運用成果が給付額に直接反映されない DB 制度のほとんどは、運用の基本方針の作成・変更を行なう際に必要となる加入者からの意見聴取の方法として、規則第 87 条（業務概況の周知）の規定に基づき周知される運用の基本方針に関して意見を聴く方法（前ページ掲載の表③の方法）を採用するものと思われます。具体的には、業務概況の周知資料に運用の基本方針を添付するとともに、照会先を明記する方法になります。その場合、法令上は運用の基本方針の作成・変更を行なった場合のみ意見聴取・周知すれば十分なのですが、今般の政省令改正の対応を漏らさないためにも、常に運用の基本方針に関して意見聴取・周知する方法が有効です。

#### 2. その他

- ・当該政省令改正を受けました、業務概況の周知文書の当社ひな型等をご入り用な場合やご不明な点がある場合には、当社の営業担当者あてにご連絡ください。

以 上